

議案第21号

興行場法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月11日

提出者 墨田区長 山 本 亨

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和59年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「相続、合併又は」を「興行場の営業の譲渡又は相続、合併若しくは」に改める。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

興行場法の一部改正に伴い、事業譲渡による興行場営業者の地位の承継について定める必要がある。